

【別紙】

<外国の送出国機関に係る参照条文>

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）（抄）

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一～二（略）

2 前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～五（略）

六 外国の送出国機関（団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。）より団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七（略）

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年十一月二十八日法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（外国の送出国機関）

第二十五条 法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 団体監理型技能実習生の本邦への送出国に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。

二～十（略）

- 日本国法務省、外務省及び厚生労働省とベトナム労働・傷病兵・社会問題省との間の技能実習制度に関する協力覚書（仮訳）（抄）

5. それぞれの省の責務

一（略）

二 ベトナムの省の約束

（1）～（5）（略）

（6）ベトナムの認定送出国機関に対し、技能実習生の選定及び送出しを適切に行うよう指導するとともに、ベトナムの省がベトナムの認定送出国機関が認定基準を満たさなくなったと認める場合には、認定を取消し、その結果を日本の省に通報すること。

（7）～（10）（略）